

## ～途中入園・入所までの流れ～

令和6年度途中入園（5月～3月）は下記の受付期間にお申し込みください。

- 1 

申込書類の配布
---------

 幼児教育課および園、各総合事務所（山口・坂下・川上・加子母・付知・福岡・蛭川）で配布しています。
- 2 

入園申込
------

 幼児教育課もしくは各総合事務所へ申込書類を提出してください。
- 3 

選考・連絡
-------

 毎月選考後、連絡期間に点数の高い方から順に電話にてご連絡します。新年度4月入園・入所と異なり、希望園以外の園の提示も行います。
- 4 

内定
----

 園へ連絡いただき、入園前面談の日にちを決めてください。
- 5 

入園決定
------

 「支給認定通知書」「利用契約決定通知書」を送付します。
- 6 

入園
----

 1週間～10日程度、慣らし保育があります。

令和6年度 途中入園 ご案内期間				
入園日	受付期間	選考期間	連絡期間 <small>（多少前後する場合があります）</small>	期間外申込締切日
5月1日	2/1～3/15	3/18～	3月下旬～4月上旬	3/29
6月1日	3/1～4/15	4/16～	4月下旬～5月上旬	4/30
7月1日	4/1～5/15	5/16～	5月下旬～6月上旬	5/31
8月1日	5/1～6/14	6/17～	6月下旬～7月上旬	6/28
9月1日	6/3～7/12	7/16～	7月下旬～8月上旬	7/31
10月1日	7/1～8/15	8/16～	8月下旬～9月上旬	8/30
11月1日	8/1～9/13	9/17～	9月下旬～10月上旬	9/30
12月1日	9/2～10/15	10/16～	10月下旬～11月上旬	10/31
1月1日	10/1～11/15	11/18～	11月下旬～12月上旬	11/29
2月1日	11/1～12/13	12/16～	12月下旬～1月上旬	12/27
3月1日	12/2～1/15	1/16～	1月下旬～2月上旬	1/31

- ・産休、育休明けのお申込は、復帰される月の選考参加となります。  
ただし、6月～3月の選考参加で、**復帰日が月の1日～15日の場合**、慣らし保育期間が短いため、前月より選考に参加できます。
- ・受付期間外申込の方は、期間内申込の方のご案内が 全て終了したあとのご案内となります。
- ・受付期間後にやむなく入園申込をする必要が生じた方は、幼児教育課へご相談ください。  
（翌月の選考開始までに限る）
- ・広域入所（他市町村の園を利用）の場合は、相手方の自治体に準ずるため、この限りではありません。

## 施設利用保留通知書の発行について

- ・育児休業の申し出に係る子について保育所に申込みを行った結果、入所できない場合に交付されるものです。利用希望期間は、1歳の誕生日（または1歳6か月に達する日）の属する月の1日になります。決められた申込期間内に入所の申込みをしてください。期間外受付期間経過後の施設利用保留通知書の発行審査は翌月以降分として取り扱います。
- ・希望する保育所に入所できない場合に、育児休業の延長も許容できる方は、利用申込書の「案内不可の場合、育児休業延長を許容」のチェック欄を選択してください。公平な利用調整のため、その選択をした場合は利用調整に当たっての調整指数を減点します。
- ・選考後に発行する施設利用保留通知書には申請書に記入された園名が記載され、内定を取り下げた場合はその旨記載されます。